【規程番号　神女短Ⅵ－001】

神戸女子短期大学学納金減免規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学則第 28 条の２第３号に基づく学納金の減額又は免除に関して必要な事項を定める。

（手続き）

第２条　学長は、学納金の減額又は免除を行う場合、事前に部局長等会議の意見を聴き、常任理事会の承認を得るものとする。

（改廃）

第３条　この規程の改廃は、学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

２　この規程は、令和４年度入学生から適用する。